



令和6年10月から開始された、後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方希望される場合、保険給付分とは別の“特別の料金”をお支払いいただく制度について、その“特別の料金”の負担割合が令和8年6月から変更されます。

- 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただいていたものが、**令和8年6月からは2分の1相当に割合が変更されます。**
- 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は必要ありません。



このリーフレットは、京都府薬剤師会HPからダウンロードできます。



薬局名



一般社団法人京都府薬剤師会

令和8年6月から
先発医薬品を希望された場合の窓口負担が**変更**されます

後発医薬品の積極的な利用をお願いします

将来にわたり国民皆保険を守るため、皆様のご理解とご協力をお願いします

自己負担の計算の例

後発医薬品のある先発医薬品の 選定療養制度について

Q1. 令和6年10月から始まった制度の内容は？

A. 後発医薬品がある先発医薬品について、医療上の必要性がある場合を除き、先発医薬品を希望された場合、**先発医薬品と後発医薬品の価格差の一部（4分の1⇒令和8年6月からは2分の1）を、通常の1～3割の患者負担（保険給付分）とは別で「特別の料金」をご負担をお願いする制度**です。この料金については課税対象となるため、消費税分を加えてお支払いいただくこととなります。

Q2. すべての先発医薬品が対象となりますか？

A. 同じ成分の後発医薬品がある先発医薬品が対象となります。なお、後発医薬品の在庫状況等により、その保険薬局等で後発医薬品を提供することが困難な場合は、この制度の対象とはなりません。

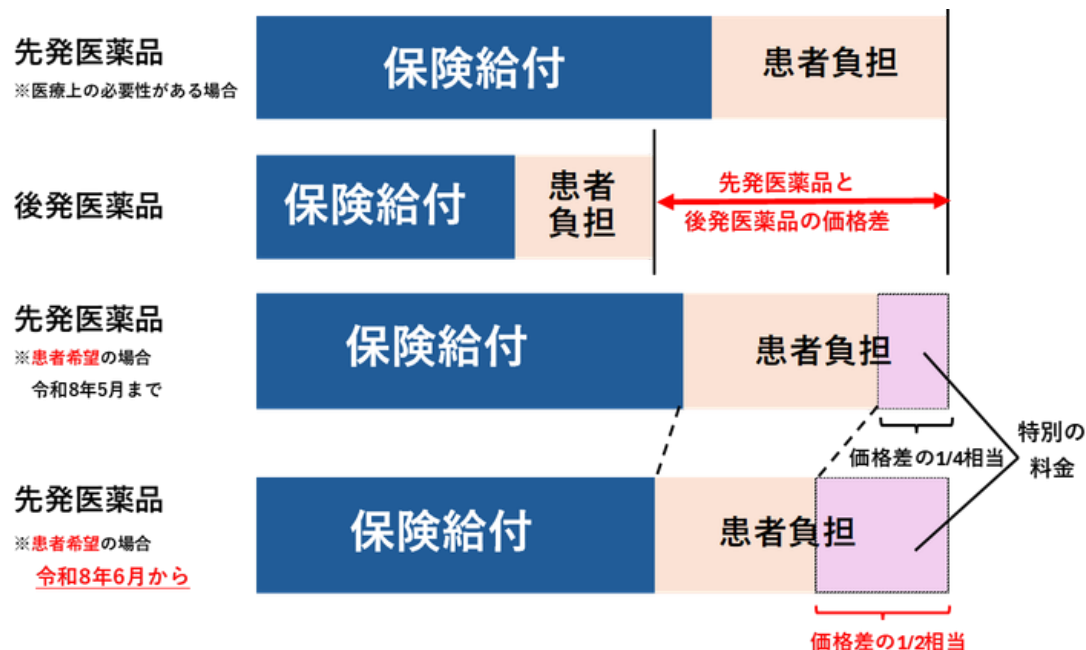
Q3. すべての患者が対象となりますか？

A. この制度は、医療上のあると認められる場合等は従来通りの保険給付としつつ、それ以外の場合に**患者様が先発医薬品を希望する場合は制度の対象**となります。そのため、医療保険に加入されている患者様であって、国の公費負担制度や、地方単独の公費負担医療の対象患者様（こども医療費助成等）であっても、他の患者様と同様にこの制度の対象となります。

なお、生活保護受給者の方については、患者様のご希望（医療上のあると認められない場合）で先発医薬品を選択する場合、厚生労働省通知により医療扶助の支給対象とすることができないため、後発医薬品で調剤し、お渡しすることとなります。

Q4. どのような場合に「特別の料金」を負担することとなりますか？

A. 例えば、「使用感」や「味」など、薬の有効性に関係のない理由で先発医薬品を希望する場合は、「特別の料金」を負担いただきます。なお、当該後発医薬品に変更して副作用が出たことがある場合等で、医師又は歯科医師が先発医薬品を処方する必要があると判断した場合は、「特別の料金」を負担いただく必要はありません。



XX錠10mg（内服薬）、1日2錠 30日分に係る「特別の料金」

計算の具体例（イメージ）

XX錠10mg 先発医薬品薬価：100円
後発医薬品薬価：60円 } 差：40円 $\xrightarrow{1/2}$ 20円

● 価格差の1/2相当が今回の制度の対象となる特別の料金

- ・ 1剤1日分あたり 20円 × 2錠 = 40円 ⇒ 4点
- ・ 4点 × 30日 = 120点
- ・ 120点 × 10円（円/点） × (1 + 0.10) ※ = **1320円（特別の料金）**

※課税対象（消費税10%）

- 「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。
- 端数処理の関係などで特別の料金が2分の1ちょうどにならない場合もあります。
- 後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。
- この制度は、薬剤料のみが対象となります。